

鳥取県環境影響評価条例等の改正案の骨子

平成25年1月28日
環境立県推進課

環境影響評価法については、その施行を通じて明らかになった課題等に対応するために改正（平成23年4月公布、平成25年4月完全施行）され、併せて、法対象事業として、風力発電所が追加されました（平成24年10月施行）。
法と一体的に運用している、鳥取県環境影響評価条例及び同条例施行規則についても、施行後10年が経過して社会を取巻く状況が変化しており、法改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があることから改正を行います。

1 法（政令）改正に伴う条例等の改正

（1）計画段階配慮書の手続の新設

法改正	事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等を選定する段階（計画立案段階）において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化
条例改正	【現行】計画段階配慮書の規定なし 【改正案】条例においても、計画段階配慮書の作成・公表を義務化（条例の全ての対象事業を対象）

（2）事後調査報告書公表の義務化

法改正	事業着手後の環境保全措置の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資することから、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化
条例改正	【現行】県の技術指針に基づく事後調査報告書の作成・送付を義務化 【改正案】事後調査報告書の公表を義務化 なお、事後調査を実施しない場合は、準備書及び評価書への理由の記載を義務化

* 事後調査：事業の工事着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査

（3）風力発電所を対象事業に追加

法（政令）改正	再生可能エネルギーとして導入が期待される一方、騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所の設置・変更工事の事業を法対象事業に追加（法的関与要件＋規模要件） ・対象規模 第1種 1万kW以上 / 第2種 7,500kW以上 1万kW未満
条例（規則）改正	【現行】風力発電所は対象事業外 【改正案】条例においても、風力発電所の事業を対象事業に追加（規模要件のみ） ・対象規模 一般地域 1,500kW以上 / 特別地域 1,500kW以上

2 本県独自の検討による条例等の改正（現行条例の見直し）

（4）特別地域の見直し【改正案】

新規追加	「東郷池水質管理計画に規定する対象地域（東郷池及びその流域）」を特別地域（事業の種類によって対象とする地域）に追加
範囲明確化	現特別地域の「湖山池及びその流域」について、「湖山池水質管理計画に規定する対象地域（湖山池、湖山池流域及び湖山川流域）」とし、範囲と根拠を明確化

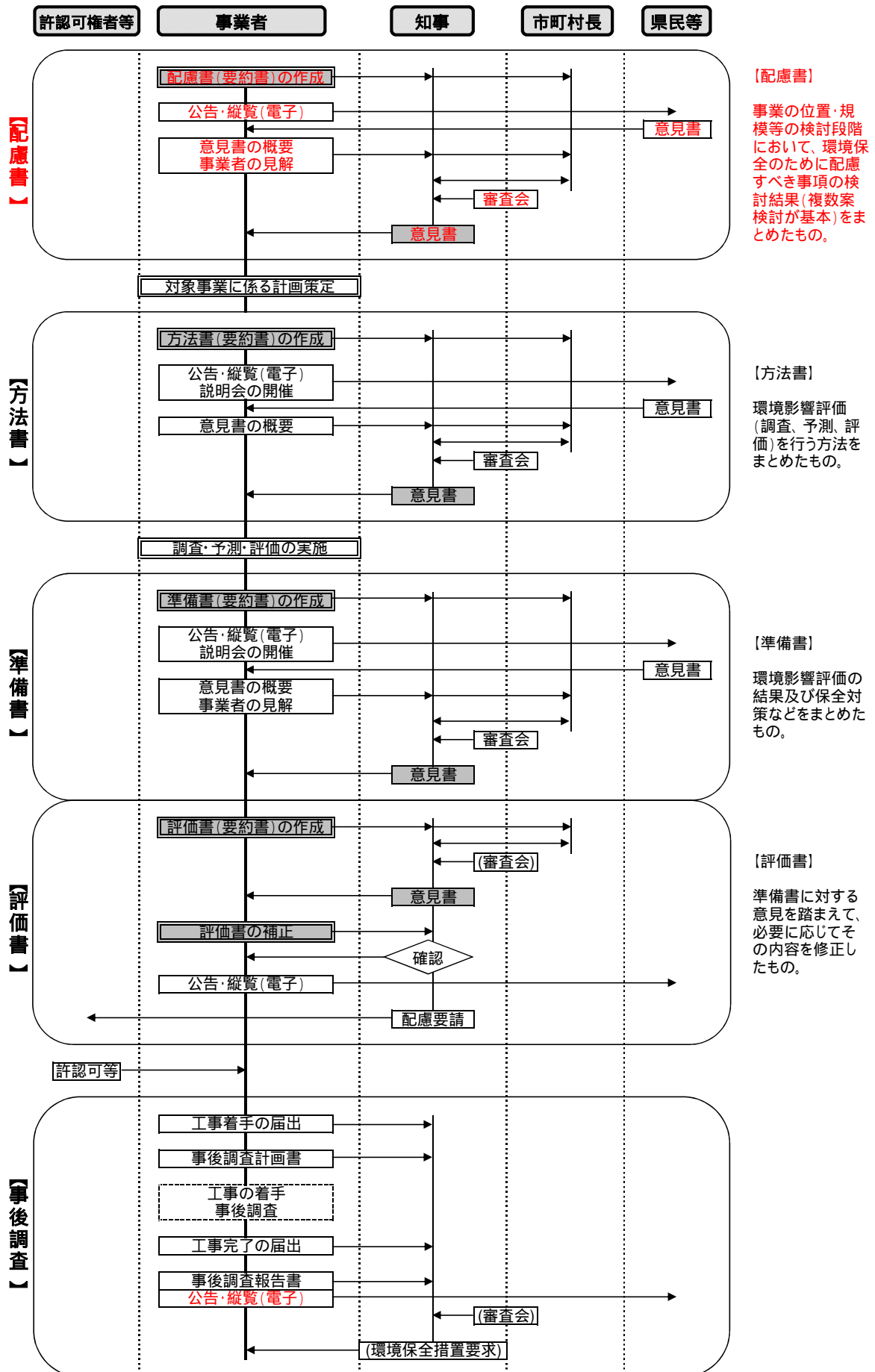
* 特別地域：環境の保全に関して、特に配慮を要する地域

3 施行日等

- （1）平成25年4月1日施行（予定）
- （2）改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

鳥取県環境影響評価条例の手続の流れ(案)【H250401施行】

赤字:変更箇所



環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 - 幅6.5m、20km以上	- - 7.5km以上10km未満 - 幅6.5m、15km以上20km未満	- - } 4車線、10km以上	- - } 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改变面積100ha以上 改变面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改变面積100ha以上 改变面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改变面積 75ha以上 改变面積 75ha以上
鉄 道 新幹線 在来線	すべて 10km以上	- 7.5km以上10km未満	- 10km以上	- 7.5km以上
飛行場 (滑走路) 新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所 水力 火力 地熱 原子力 風力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて 出力 1万kw以上	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 - 7500kw以上 1万kw未満	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 - 出力 1500kw以上	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 - 1500kw以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	-	-	-
廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理	-	-	100t /日以上 100kl /日以上	75t /日以上 75kl /日以上
工場の新築、増築 排水 排ガス	-	-	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	-	-	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	-	-	75ha以上 (土地改变区域に限る)	50ha以上 (土地改变区域に限る)
岩石等採取事業	-	-	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	-	-	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	-	-	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

法対象事業：「法的関与要件」+「規模要件」、 条例対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

青字箇所：法(政令)改正、赤字箇所：条例(施行規則)改正案

特 別 地 域 【 改 正 案 】

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築） ・ 鉄道及び軌道 ・ 飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・ 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・ 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ ハマナス自生南限地帯（ 1 ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・ 保育所 ・ 病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・ 上記施設の周囲1kmの区域 ・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・ 公有水面の埋立て及び干拓 ・ 土地区画整理事業 ・ 流通業務団地造成事業 ・ 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 		<p style="text-align: center;">中海湖沼水質保全指定地域等（ 2 ） 湖山池流域（ 3 ） 【新】東郷池流域（ 4 ）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所（水力・火力・地熱） ・ 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・ 畜産団地造成事業 ・ ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・ 工場等の設置 		<p style="text-align: center;">中海湖沼水質保全指定地域等 湖山池流域 【新】東郷池流域 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域（ 5 ）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く） ・ 【新】発電所（風力） ・ 岩石等採取事業 		なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

- (1) 昭和58年文部省告示第90号
(2) 平成元年総理府告示第5号
(3) 「湖山池水質管理計画」の対象地域
(4) 「東郷池水質管理計画」の対象地域
(5) 規則で定める指定水域及び指定地域なし（平成24年8月末現在）

赤字：改正箇所